# 【様式】第２号の１～４－②
# 専門学校

（注）様式第２号の１－②
※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

（注）様式第２号の２－②
※様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

（注）様式第２号の４－②
※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

（申請書を作成する際には、１頁目を削除すること）

様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | こころ医療福祉専門学校佐世保校 |
| 設置者名 | 学校法人岩永学園 |

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療専門課程 | スポーツ柔整科（旧課程） | 夜・通信 | 1287 時間 | 240 時間 | |
| 医療専門課程 | スポーツ柔整科（新課程） | 夜・通信 | 555 時間 | 240 時間 | |

（備考）
新課程，旧課程が配置されている学科は次の１学科で，詳細は次のとおり。
１　スポーツ柔整科
　　令和６年度　カリキュラム変更

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ＨＰの情報公開にて，公表している。
ＨＰ情報公開　（２）各学科等の教育　実務経験のある教員による授業
スポーツ柔整科
https://www.kokoro.ac.jp/syllabus/sasebo/R06_JT_syllabus.pdf

シラバス（刊行物）

３．要件を満たすことが困難である学科

| 学科名 |
|---|
| （困難である理由） |

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※　国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | こころ医療福祉専門学校佐世保校 |
| 設置者名 | 学校法人岩永学園 |

１．理事（役員）名簿の公表方法

ＨＰの情報公開にて，公表している。
ＨＰ情報公開　（１）学校の概要，目標及び計画　法人情報
https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/(1)_4_2_yakuin.pdf

２．学外者である理事の一覧表

| 常勤・非常勤の別 | 前職又は現職 | 任期 | 担当する職務内容や期待する役割 |
|---|---|---|---|
| 非常勤 | 土肥良男<br>税理士事務所　所長 | 自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2027 年 3 月 31 日 | ・組織運営体制のチェック機能<br>・経営企画の策定<br><br>税理士事務所所長としての経験及び知識を活かし，学園運営に提言する。 |
| 非常勤 | 医療法人博和会　理事長 | 自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2027 年 3 月 31 日 | ・組織運営体制のチェック機能<br>・経営企画の策定<br><br>医療法人理事長としての経験及び知識を活かし，学園運営に提言する。 |
| 非常勤 | 株式会社湧命　代表取締役 | 自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2027 年 3 月 31 日 | ・組織運営体制のチェック機能<br>・経営企画の策定<br><br>鍼灸整骨院運営としての経験及び知識を活かし，学園運営に提言する。 |
| 非常勤 | 有限会社優愛会　代表取締役 | 自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2027 年 3 月 31 日 | ・組織運営体制のチェック機能<br>・経営企画の策定<br><br>鍼灸整骨院運営，社会福祉法人理事長としての経験及び知識を活かし，学園運営に提言する。 |
| （備考） | | | |

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|---|---|
| 学校名 | こころ医療福祉専門学校佐世保校 |
| 設置者名 | 学校法人岩永学園 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| | |
|---|---|
| １．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 | |
| （授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）<br>１　授業計画(シラバス)の作成過程<br>（1）各科目の担当教員より，シラバス作成要領に沿って，シラバスを作成する。<br>（2）各学科で各科目のシラバスを集約し，教育内容，到達目標，成績評価等に問題がないか確認し，必要があれば修正等を行う。<br>（3）作成したシラバスに沿って，事業の実施，成績評価，単位の認定を実施する。<br>（4）２月から３月にかけて，シラバスの作成，確認，修正を行い，完成させる。<br>（5）４月中にシラバス，学年歴等をＨＰで公開する。また，オリエンテーション時には、学生便覧（シラバス，学年歴が含まれている）を配布し，年間の授業計画を周知する。<br><br>２　シラバス公表について<br>（1）ＨＰ上でシラバスを情報公開し，外部の人物，学生，入学希望者等へ情報提供をしている。 | |
| 授業計画書の公表方法 | ＨＰの情報公開にて，公表している。<br>ＨＰ情報公開　（２）各学科等の教育　各種規定<br>シラバス作成要領<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/5_syllabusMake.pdf<br><br>ＨＰ情報公開　（２）各学科等の教育　年間計画<br>学年暦<br>https://www.kokoro.ac.jp/gakunenreki/sasebo/01_JT.pdf<br><br>ＨＰ情報公開　（２）各学科等の教育カリキュラム・シラバス<br>スポーツ柔整科<br>https://www.kokoro.ac.jp/wp_sasebo/sasebo_course/#jusei_curriculum<br>https://www.kokoro.ac.jp/syllabus/sasebo/R06_JT_syllabus.pdf<br><br>シラバス（刊行物） |

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

１　成績評価は，学年末において，各学期末に行う試験，実習の成果，履修状況等を総合的に勘案して行う。
２　成績評価は１００点満点とし，６０点以上を及第とする。成績評価はＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄの４段階に分けて通知する。
３　成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として，履修した全ての科目におけるＧＰＡ（Grade Point Average）を用いる。
４　学修成果の評価方法，単位の認定については，学則，試験規程，履修規定について定めており，学生へ周知している。また，ＨＰの情報公開における「学修成果の評価方法」「単位認定」にて公表している。

【学則抜粋】
第１２条　授業科目の成績評価は，学年末において，各学期末に行う試験，実習の成果，履修状況等を総合的に勘案して行う。
２　授業科目を履修し，成績評価で合格した者には，所定の単位を与える。
３　出席時数が授業時間の３分の２（但し，実技，実習は５分の４）に達しない者は，その該当科目について評価を受けることができない。
４　各授業科目の成績評価は，総合成績（実習を含む）を１００点満点とし，６０点以上を及第とする。成績評価はＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄの４段階に分けて通知する。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

試験規程に記載されている成績の評価方法により学生が履修した科目の成績評価を実施している。前期終了後，後期終了後にその年度の成績評価に基づき，クラス内での成績の分布状況の把握が可能となっている。

１　前期評価は，その年度に履修した科目の中で，前期に成績評価が完了する科目のみで成績分布を把握し，実施する。

２　後期評価は，その年度に履修した科目の中で，後期に成績評価が完了する科目のみで成績分布を把握し，実施する。

３　年間評価は，その年度に履修した全ての科目に基づく成績分布を把握し，実施する。

【試験規程抜粋】

（成績の評価）

第１４条　各授業項目において定期試験およびその追試験の成績評価は，総合成績（実習を含む）を１００点満点とし，６０点以上を及第とする。成績評価はＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄの４段階にわけて通知する。

２　Ａ（１００点～８０点）　Ｂ（７９点～７０点）　Ｃ（６９点～６０点）　６０点未満をＤとし、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とする。

３　教員は、試験の得点に授業態度、定期試験で行う以外の小テストや論文（レポートを含む）の点数を加点、または試験の得点から減点することが出来る。

４　単位の認定については、履修規程第８条に定めるところとする。

５　成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として，履修した全ての科目におけるＧＰＡ（Grade Point Average）を用いる。

６　履修した科目のＧＰ（Grade Point）は，次の計算式より算出する。
ただし，総合成績が６０点未満の場合は，「０」とし，小数点第３位以下は四捨五入とする。ＧＰ=（総合成績−５０）／１０（５．０≧ＧＰ≧１．０，０）

７　履修した全ての科目におけるＧＰＡは，次の計算方法により得た値とする。また，ＧＰＡは，小数点第３位以下は四捨五入とする。
ＧＰＡ=（履修した科目のＧＰ×単位数）の総和/在学期間に履修申告した対象科目の単位数の総和

８　不合格とされた授業科目を再履修し，単位を取得した場合は，当該科目の不合格とされた成績を通常のＧＰＡ算出から除外し，新たなＧＰによりＧＰＡを算出する。

９　既修得単位として認定された科目は，ＧＰＡの算出から除外する。

１０　ＧＰＡが４．５以上で，各クラスの上位５％以上の場合は，成績優秀者として，ＧＰＡが１．５未満の場合は，成績不振者として扱う。

| | |
|---|---|
| 客観的な指標の<br>算出方法の公表方法 | ＨＰの情報公開にて，公表している。<br>ＨＰ情報公開　（２）各学科等の教育　各種規程<br>学修成果の評価方法<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/2_hyouka_sasebo.pdf<br><br>学生便覧（刊行物） |

<table>
<tr><td colspan="2">４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）<br>卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）<br><br>岩永学園および各学科で３つのポリシーを定めている。<br>【岩永学園ディプロマポリシー】<br>岩永学園では，各学科の教育カリキュラムに定められた単位を修得し，<br>・国家試験や日本語能力試験Ｎ３に合格するための知識を備えている。<br>・医療福祉の専門職としての技能を習得し，高い倫理観とコミュニケーション能力を身につけている。<br>・地域に貢献する意欲を持ち，地域社会から必要とされる。<br>・国民の健康維持や疾病予防に関心を持ち，主体的な問題発見能力と他者との協働した問題解決能力を有する。<br>と認められた者に対し，卒業認定・称号を授与します。<br><br>【試験規程抜粋】<br>（卒業資格）<br>第１７条 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。<br>２ 卒業の認定に関しては次のとおりとする。<br>（１） 卒業の認定は，卒業判定会議を経て，校長が認定する。<br>（２） 次の各号の一つに該当する場合は，卒業できない。<br>ア 各科目において欠席が授業時数の３分の１（実技・実習においては５分の１）を超えている場合<br>イ 全科目の年間の評価点の平均が６０点未満である場合<br>年間を通じてア，イの条件は満たしているが，６０点未満の科目を持つ者は，その取り扱いは校長が行う。</td></tr>
<tr><td>卒業の認定に関する方針の公表方法</td><td>ＨＰの情報公開にて，公表している。<br>ＨＰ情報公開 （１）学校の概要，目的及び計画<br>【３つのポリシー】<br>学園ポリシー<br>https://www.kokoro.ac.jp/pdf/academy_policy.pdf<br>学科ポリシー<br>https://www.kokoro.ac.jp/pdf/department_policy_sasebo.pdf<br><br>ＨＰ情報公開 （２）各学科等の教育 各種規程<br>卒業・進級認定<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/4_sotugyousinkyu_sasebo.pdf<br><br>学生便覧（刊行物）</td></tr>
</table>

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | こころ医療福祉専門学校佐世保校 |
| 設置者名 | 学校法人岩永学園 |

## １．財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|---|---|
| 貸借対照表 | ＨＰ情報公開　（８）学校の財務<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/2023R05.pdf |
| 収支計算書又は損益計算書 | ＨＰ情報公開　（８）学校の財務<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/2023R05.pdf |
| 財産目録 | ＨＰ情報公開　（８）学校の財務<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/2023R05.pdf |
| 事業報告書 | ＨＰ情報公開　（１）学校の概要，目的及び計画<br>法人情報<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/(1)_4_3_houkoku.pdf |
| 監事による監査報告（書） | ＨＰ情報公開　（１）学校の概要，目的及び計画<br>法人情報<br>https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/(1)_4_4_kansa.pdf |

## ２．教育活動に係る情報

### ①学科等の情報

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 |
|---|---|---|---|---|
| 医療 | 医療専門課程 | スポーツ柔整科 | ○ | |

| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| ３年 | 昼 | (旧)2772 単位時間／104 単位<br>(新)2910 単位時間／108 単位 | (旧)<br>1856単位時間／74 単位<br>(新)<br>1950 単位時間／76 単位 | (旧)<br>64 単位時間／4 単位<br>(新)<br>60 単位時間／4 単位 | (旧・新)<br>180 単位時間／4 単位 | (旧・新)<br>0 単位時間／0 単位 | (旧)<br>672 単位時間／22 単位<br>(新)<br>720 単位時間／24 単位 |
| | | | (旧)2772 単位時間／104 単位<br>(新)2910 単位時間／108 単位 | | | | |

| 生徒総定員数 | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 90 人 | 58 人 | 0 人 | 6 人 | 13 人 | 19 人 |

| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
|---|
| （概要）<br>１　各科目の担当教員により，シラバス作成要領に沿って，シラバスを作成する。<br>２　各学科で各科目のシラバスを集約し，教育内容，到達目標，成績評価等に問題がないか確認し，必要があれば，修正等を行う。<br>３　作成したシラバスに沿って，授業の実施，成績評価，単位の認定を実施する。<br>４　学年暦を作成し，年間の授業計画を周知している。 |

| 成績評価の基準・方法 |
| --- |
| （概要）<br>１　成績評価は，学年末において，各学期末に行う試験，実習の成果，履修状況等を総合的に勘案して行う。<br>２　成績評価は１００点満点とし，６０点以上を及第とする。成績評価はA，B，C，Dの４段階に分けて通知する。<br>３　成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として，履修した全ての科目におけるＧＰＡ(Ｇｒａｄｅ　Ｐｏｉｎｔ　Ａｖｅｒａｇｅ)を用いる。<br>４　学修成果の評価方法，単位の認定については，学則，試験規程，履修規程にて定めており，学生へ周知している。また，ＨＰの情報公開における「学修成果の評価方法」「単位認定」にて公表している。 |
| 卒業・進級の認定基準 |
| （概要）<br>〇卒業の認定基準<br>岩永学園ディプロマポリシー<br>岩永学園では，各学科の教育カリキュラムに定められた単位を修得し，<br>・国家試験や日本語能力試験　Ｎ３に合格するための知識を備えている。<br>・医療福祉の専門職としての技能を習得し，高い倫理観とコミュニケーション能力を身につけている。<br>・地域に貢献する意欲を持ち，地域社会から必要とされる。<br>・国民の健康維持や疾病予防に関心を持ち，主体的な問題発見能力と他者との協働した問題解決能力を有する。<br>と認められた者に対し，卒業認定・称号を授与します。<br><br>スポーツ柔整科ディプロマポリシー<br>スポーツ柔整科では，次のような知識や能力を身につけ，必要単位を修得した学生に卒業認定・称号を授与します。<br>１　柔道整復師の国家試験に合格するための知識を備えている。<br>２　柔道整復師として専門的知識・技能を習得し，主体的・自立的に行動できる人間力を備えている。<br>３　将来に向けて更なる努力を実践し，心身共に有能な臨床家として，国民の健康の保持に寄与し，社会に貢献する意欲がある。<br><br>【試験規程抜粋】<br>（卒業資格）<br>第１７条　当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。<br>２　卒業の認定に関しては次のとおりとする。<br>（１）　卒業の認定は，卒業判定会議を経て，校長が認定する。<br>（２）　次の各号の一つに該当する場合は，卒業できない。<br>ア　各科目において欠席が授業時数の３分の１（実技・実習においては５分の１）を超えている場合<br>イ　全科目の年間の評価点の平均が６０点未満である場合<br>年間を通じてア，イの条件は満たしているが，６０点未満の科目を持つ者は，その取り扱いは校長が行う。 |

○進級の認定基準
【試験規程抜粋】
（進級資格）
第１６条 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。
２ 必修科目の不合格科目数が４分の１を超えた場合，進級できない。
３ 進級の認定に関しては次のとおりとする。
（１） 進級の認定は，進級判定会議を経て，校長が認定する。
（２） 次の各号の一つに該当する場合は、進級できない。
ア 全科目において欠席が授業時数の３分の１（実習・実技においては５分の１）を超えている場合
イ 全科目の年間の評価点の平均が６０点未満である場合
年間を通じてア，イの条件は満たしているが，６０点未満の科目を持つ者は，その取り扱いは校長が行う。
（３） その他，進級の認定に関しては，各学科が定める規定に従う。

スポーツ柔整科進級判定基準（科内規程）
当該年度実施される授業の内，未修得科目が３科目以上あった場合は留年とする。

学修支援等

（概要）
・本人，保護者との電話連絡および面談
・スクールカウンセリングの紹介

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数<br>（自営業を含む。） | その他 |
|---|---|---|---|
| 11 人<br>（ 100.0%） | 0 人<br>（ 0.0%） | 10 人<br>（ 90.9%） | 1 人<br>（ 9.1%） |

（主な就職、業界等）
施術所勤務、病院勤務

（就職指導内容）
・入学時や進級時の個人面談で進路希望調査を行い，進路を確認している。
・職業意識を高めるために，年１回３学年を対象に企業見学を実施している。

（主な学修成果（資格・検定等））
柔道整復師の国家試験受験資格

（備考）（任意記載事項）

| 中途退学の現状 | | |
|---|---|---|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 46 人 | 4 人 | 8.7% |
| （中途退学の主な理由）<br>学校生活不適応，経済的理由，その他進路変更 | | |
| （中退防止・中退者支援のための取組）<br>個人面談，三者面談，進路相談，保護者への状況報告，補講，スクールカウンセラーによる相談室の設置 | | |

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料（年間） | その他 | 備考（任意記載事項） |
|---|---|---|---|---|
| スポーツ柔整科 | 300,000 円 | 1,060,000 円 | 190,000 円 | |

修学支援（任意記載事項）

1　推薦入学割引制度
推薦入試を受験し，合格した高校生が対象となり，入学金を減免する。
（指定校推薦 10 万円，学校推薦 5 万円）

2　部活動評価制度
高校在学中の 3 年間，部活動もしくはスポーツクラブ等の活動していた高校生が対象となり，1 年次授業料より 10 万円減免する。

3　社会人早期受験者支援制度
第 1 期～第 4 期社会人入試を受験し，合格した社会人が対象となり，入学金より 10 万円減免する。

4　有資格者リカレント支援制度
対象となる資格を有する社会人有資格者を対象としており，1 年次授業料より 10 万円減免する。

5　特別就学サポート制度
AO 入試に出願する高校生，社会人が対象となり，入学金より 10 万円減免する。

6　一人暮らし支援制度
就学を機に一人暮らしを始める方を対象としており，授業料より最大 36 万円減免する。

7　特待生制度
人物，学業成績ともに極めて優秀な学生に対し，次年度の授業料を半額減免する。

8　ダブルスクール制度
長崎校を卒業し，佐世保校に再入学する場合，後発となる学科の入学金を免除及び授業料減免とする。（対象学科：理学療法科・鍼灸科・介護福祉科）

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ＨＰの情報公開にて，公表している。
ＨＰ情報公開　（９）学校評価
学校自己評価
https://www.kokoro.ac.jp/pdf/sasebo/Jiko_2023(R05).pdf

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

1　学校関係者評価の基本方針
本校は，より実践的な職業教育の質を確保するため，教育活動の観察や意見交換等を通じて，自己評価の結果を評価することを目的とした学校関係者評価委員会を置く。
その結果を踏まえて，その改善に努力する。あわせて評価結果を公表することによって，学校としての説明責任を果たし，学校教育の向上を図る。

2　委員の委嘱等
学校関係者評価委員会を構成する委員は，次に掲げる者のうちから，各学科１名以上

を選出し，校長または学科長が委嘱する。
（１）保護者
（２）卒業生
（３）地域住民
（４）地元企業関係者
（５）高等学校関係者
（６）その他教育に関する有識者

３　役割
学校関係者評価委員会は，教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ，評価を行い，その結果を校長に報告する。

４　対応
学校関係者評価委員会の報告結果を踏まえ，校長を中心に改善等の検討をし，教育活動及び学校運営の向上を図る。

学校関係者評価の委員

| 所属 | 任期 | 種別 |
|---|---|---|
| 長崎県柔道整復師会 | 自　2023 年 7 月 1 日<br>至　2025 年 6 月 30 日 | (4)地元企業関係者 |
| 純心整骨院 | 自　2023 年 7 月 1 日<br>至　2025 年 6 月 30 日 | (2)卒業生 |

学校関係者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ＨＰ情報公開　（９）学校評価
学校関係者評価
https://www.kokoro.ac.jp/information/public/pdf/sasebo/09_2023(R05)_01_kankeisya.pdf

第三者による学校評価（任意記載事項）

## ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ＨＰ　https://www.kokoro.ac.jp/sasebo/
パンフレット（刊行物）

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|---|---|
| 学校コード（13桁） | H142310000336 |
| 学校名（○○大学 等） | こころ医療福祉専門学校佐世保校 |
| 設置者名（学校法人○○学園 等） | 学校法人岩永学園 |

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|---|---|---|---|---|
| 支援対象者（家計急変による者を除く） | | － | － | － |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | － | － | |
| | 第Ⅱ区分 | － | － | |
| | 第Ⅲ区分 | 0人 | 0人 | |
| | 第Ⅳ区分 | 0人 | 0人 | |
| 家計急変による支援対象者（年間） | | | | 0人 |
| 合計（年間） | | | | － |
| （備考） | | | | |

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号、第４号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 年間 | － |

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | － | 人 | 人 |
| 修得単位数が標準単位数の５割以下<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下） | 0人 | 人 | 人 |
| 出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | 人 | 人 |
| 「警告」の区分に連続して該当 | 0人 | 人 | 人 |
| 計 | － | 人 | 人 |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 | 0人 | 前半期 | 人 | 後半期 | 人 |

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 退学 | 0人 |
| ３月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---|---|
| ３月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が標準単位数の６割以下<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下） | 0人 | 人 | 人 |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | － | 人 | 人 |
| 出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況 | 0人 | 人 | 人 |
| 計 | － | 人 | 人 |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。